

# 令和6年度 沼津市公共交通サービスの充実・運行時間帯拡大に関する検討業務委託 公募仕様書

本仕様書は、令和6年度 沼津市公共交通サービスの充実・運行時間帯拡大に関する検討業務委託（以下「本業務」という。）を実施するにあたり、必要とする基本的事項について定めるものである。

## 1 業務委託名

令和6年度 沼津市公共交通サービスの充実・運行時間帯拡大に関する検討業務委託

## 2 業務目的

本市では、まちづくりと一体となった持続可能な公共交通を目指すため、「沼津市地域公共交通計画」（以下「公共交通計画」という。）を策定し、計画に位置付けた利便性向上や利用促進に係る施策を推進している。

本業務は、利便性向上に係る施策のうち運行時間帯の拡大に資する取り組みとして、夜間の交通空白時間帯における夜間乗合タクシーの実証運行の支援及び公共交通軸ネットワークの最適化に向けた検討支援を行うものである。

## 3 経緯・背景

本市では、第2次沼津市都市計画マスタープランにおいて、持続可能な都市構造として中心市街地と各拠点を連携するコンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくりを掲げ、人・モノ・情報の移動や交流を促すことで、拠点ごとのまちづくりの効果を相乗的に高め、暮らしやすく魅力あるまちづくりを推進している。

各拠点とのネットワークについては、「行きたいまち、住みたいまち。～公共交通の改善により、選ばれるまちへ～」を基本方針とした公共交通計画を策定し、公共交通軸の形成や公共交通セーフティネットの構築など6つのプロジェクトを位置づけ、いつでも、どこでも、誰でも安心して利用できる使いやすい公共交通の構築を目指し取り組みを進めているところである。

このような中、深刻な運転手不足や2024年からの運転手の時間外労働の上限規制により、路線バス事業を継続するために路線の廃止や減便ほか、最終バスの繰上げを余儀なくされており、コロナ禍前と比較しサービス水準が低下している状況となっている。

このため、市民が日常的に利用しやすい公共交通軸を形成し、公共交通の運行時間帯の拡大を図るため、最終バスが発車してから24時までの夜間の交通空白時間帯において、深夜乗合タクシーの実証運行を実施するとともに、減便等により生産性の低い路線を路線の再編や集約により効率的な路線とするための検討を行うものである。

## 4 業務委託期間

契約締結日から令和7年2月21日（金）まで

## 5 業務内容

### (1)夜間乗合タクシーの実証運行支援

夜間乗合タクシーの実証運行は、令和6年11月頃から3か月程度行うことを想定する。

#### ①タクシー日報データの解析による夜間乗合タクシーの運行候補地区の選定

タクシーの電子日報データ（1ヶ月分）を解析することにより、夜間の時間帯において

利用の多い地区を特定し、運行候補地区を選定する。

#### ②夜間乗合タクシーの実証運行の内容検討

沼津駅から運行地区までの経路について、昨年度「令和5年度 第3次沼津市地域公共交通利便増進実施計画作成支援業務委託（以下、「利便増進実施計画作成支援業務委託」という。）」にて作成をした路線ごとのポテンシャル図や上記①の運行候補地区の選定結果を踏まえ、夜間乗合タクシーの実証運行地区を決定する。実証運行地区は、利用者の多い3ルート程度を想定する。

#### ③夜間乗合タクシーの実証運行の効果検証

実証運行の結果から、利用状況や収支状況を分析する。分析結果を踏まえて、運行内容及び利用料金についての見直し案を作成し、本格運行に向けた運行計画に関する協議資料を作成する。

#### ④夜間乗合タクシーの利用者アンケートの実施

実証運行の夜間乗合タクシー利用者に対して、アンケート調査を実施する。そのためのアンケート調査表の設計、調査、入力集計、結果の考察を行い、調査結果を取りまとめる。調査内容は、夜間乗合タクシーのニーズ等その他受託者の提案によるもののほか、アンケート作成過程で委託者が必要と認める内容について調査を実施する。

### (2)新たな公共交通運営スキームの検討

日中時間帯における路線再編・集約（案）の作成

昨年度、利便増進実施計画作成支援業務委託にて作成した市内路線バスの目標運行水準（案）に基づき、日中の時間帯において利便性と効率性を両立する路線ネットワークとサービスレベルの再編案を作成する。また、以上で検討したネットワークとサービスレベルを実現するための財政負担と利用者負担のあり方についても検討を行う。

### (3)地域公共交通アドバイザー活用

上記(1).(2)について、専門家の立場から総合的なアドバイスを受けるため、専門的知識を有する地域公共交通アドバイザーを活用する。アドバイザーの選定については、委託者と協議し決定すること。アドバイザーに対する謝礼は本委託料に含むものとし、受託者からアドバイザーへ支出すること。アドバイザーとの打合せについては、2時間程度を3回予定している。なお、打合せにおいてアドバイザーの旅費が発生する場合には、受託者が負担するものとする。

### (4)夜間乗合タクシーの実証運行PRチラシ（広告物）のデザイン作成

① 本事業を周知するためのフライヤー（A4判両面）のデザインを作成し、原稿データを納品すること。原稿データは、印刷に供するもののほか、市ホームページへ掲載するための容量を3MB以下に調整したPDF形式のものを納品すること。

② 作成事項については以下のとおりとする。

- ・本実証運行の実施日程
- ・乗車方法の案内
- ・運行ルート
- ・運行ダイヤ
- ・その他受託者の提案によるもののほか、制作過程で委託者が必要と認めるもの。

③ 校正は2回（文字校正1回、最終校正1回）とする

(5)夜間乗合タクシー実証運行のPRチラシ（広告物）の印刷

種別	サイズ	部数	仕様
PRチラシ	A4	2,000部	両面縦（表：カラー 裏：カラー）

6 打合せ協議

本業務を円滑に遂行するため、節目など必要に応じて適宜、対面やWebによる打合せ協議を実施するものとする。

7 納品物

(1)5業務内容(1)(2)(3)における納品物について

受託者は、本業務の完了を証する成果品として、業務の経過や検討結果をまとめた報告書等を以下のとおり委託者まで提出すること。

①業務報告書

A4版（ファイリングして提出） 2部

②上記に係る電子データ（CD-R等） 2部

※電子データはMicrosoft製Word又はExcelで編集可能な電子データに加え、PDF化した電子データを原則とし、作図などで他の形式データを用いる場合には、委託者の了解を得るものとする。

(2)5業務内容(4)(5)における納品物について

①PRチラシ 2,000部

②PRチラシ原稿 PDFデータ 一式

JPEGデータ 一式

8 再委託の制限等

- (1) 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができる。この場合、事前に沼津市に対し書面にて再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、金額その他再委託先に対する管理方法等必要事項の承認を受けなければならない。

9 資料の貸与

沼津市は、業務の遂行上必要な資料で、沼津市が所有している提供可能な資料について貸与する。この場合、受託者は業務完了後に速やかに返却しなければならない。これにより受領した資料等は、市の了解なく公表・使用はできないものとする。また、市から提供のない資料については、受託者がその責任のもとにこれを収集すること。

①平成27年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定に係る基礎調査業務委託報告書

②平成29年度 新たな公共交通の仕組み検討支援業務委託報告書

③平成30年度 沼津市地域公共交通網形成計画に向けた沼津駅－沼津港間における公共交通検討業務報告書

④平成31年度 沼津市地域公共交通網形成計画策定支援業務委託報告書

⑤令和元年度 沼津市人口流動統計調査業務委託報告書

⑥令和2年度 沼津駅バスターミナル再編に伴う路線集約検討等業務委託報告書

⑦令和3年度 沼津市地域公共交通利便増進実施計画等作成支援業務委託報告書

⑧令和5年度 第3次沼津市地域公共交通利便増進実施計画作成支援業務委託報告書

## 10 著作権等の取扱い

(1) 受託者は、成果品に関する著作権（著作権法第 27 条及び同法第 28 条に規定する権利を含む）を委託者に譲渡するものとする。

(2) 本業務の遂行に当たって生じる権利関係、第三者の著作権等の処理は、受託者の責任と費用で行うこと。

## 11 その他

(1) 本業務は、沼津市業務委託契約約款に基づき、契約を履行する。

(2) 受託者は、本業務の目的や意図を十分に理解した上で、誠意をもって業務を遂行するものとする。

(3) 受託者は、業務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。また、本業務で得られた資料及び成果を委託者の許可なく、外部に貸与並びに使用させてはならない。なお、受託者は、本業務の実施にあたり個人情報を取扱う場合は、個人情報保護法及びその関係法令等を遵守し、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

(4) 本仕様書に記載のない事項又は本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者が協議の上、定めるものとする。

(5) 受託者は、業務が完了したとき、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を講ずるものとする。

(6) 作業過程において、疑義を生じた場合は、すみやかに委託者と協議し、その指示を受けなければならない。

(7) 成果品の中で他の文献、資料等を引用した場合は、出典名を報告書に記載すること。